

林業関係第三セクターの現状と「団地法人化」の可能性

- 徳島県旧木屋平村を事例として -

早瀬悟史・土屋俊幸（東農工大院）

1. はじめに

近年、森林所有者の管理放棄問題に対応するため、林業事業者が森林所有者から長期的に森林の施業を受託する事業（以下、長期施業受託事業）が広がっている。こうした事業の受託事業者としては、これまで森林組合について多くの報告がなされているが、森林組合は今後広域化が進むにつれて地域から乖離する可能性がある。そこで本報告では、地域の自治体が出資する第三セクター林業事業者を取り上げ、長期施業受託事業を中心に森林管理における現状を明らかにする。

また、新たな手法として藤澤⁽¹⁾の提案する「団地法人化」の可能性を検証する。団地法人は、所有する立木を現物出資することで設立され、経営権は法人に移管されることが特徴である。この現物出資や経営権移管のシステムは、第三セクター形式を含む既存の民間事業者においても導入できると考えられるため、その可能性についても考察したい。

2. 方法

徳島県美馬市の旧木屋平村内において、村（現在は美馬市に移管）が出資して設立し、第三セクターの中でも比較的活発に活動している「(株)ウッドピア」に対し聞き取り調査を行った。

また、2006年9月16～25日の期間、旧木屋平村内に山林を保有する森林所有者に対し、郵送法によるアンケート調査を行い、団地法人化に関する現物出資や経営権移譲等についての意向を調査した。質問票は150名の森林所有者に送付し、86名から回答を得た（回収率57.3%）。

3. 結果と考察

ウッドピアは、2002年度より長期施業受託事業を積極的に行っており、2005年度終了時点で821haの契約を締結している。しかしながら、2005年度の事業量は除間伐面積が99ha、素材生産量が860m³と、長期施業受託が事業量の増加に結びついていないとはいえない。その理由として、ウッドピアが団地化を進め施業計画を立てても、森林所有者が個々の施業を実施しないことや、独自で作業を行ったり他の事業者（個人経営含む）に委託したりすることが挙げられる。

この点を踏まえ、アンケート調査により団地法人化の可能性を検証した。団地法人への現物出資の意向は「出資したい」と答えた者が回答者の35.1%とあまり高くなかったが、不在村森林所有者、あるいはウッドピアとの長期施業受託契約者の場合、希望者の占める割合が高い傾向が見られた。また出資希望者は、ウッドピアへの現物出資についても肯定する回答が多かった。

団地法人化は、不在村所有者のような所有森林との関わりが薄い所有者にとって有効といえる。また新しい考えとして、第三セクターのような民間の事業者が、森林所有者から現物出資を受け、森林の経営権を取得して管理する手法を導入することも有効であるといえるのではない。

引用文献：(1) 藤澤秀夫「団地法人化」『林業経済』55(4)、2002年、18～28頁

(連絡先：早瀬悟史 s-hayase@cc.tuat.ac.jp)